

○男鹿地区消防一部事務組合車両管理規程

平成7年2月17日

消本訓令第1号

改正 令和5年3月23日消本訓令第5号

(目的)

第1条 この訓令は、男鹿地区消防一部事務組合（以下「組合」という。）が所有する車両（以下「車両」という。）の効率的な運用と管理の適正を図ることを目的とする。

(管理組織)

第2条 車両の管理に関する業務のため、安全運転管理者及び副安全運転管理者並びに整備管理者を置く。

(安全運転管理者)

第3条 安全運転管理者は、消防長が任命する。

2 安全運転管理者は、安全運転に必要な運行の管理、運転者の教育及び指導監督を行い、副安全運転管理者とともに常に整備管理者と密接に連携して車両の保全に努めなければならない。

(副安全運転管理者)

第4条 副安全運転管理者は、消防長が任命する。

2 副安全運転管理者は、安全運転管理者の業務を補助しなければならない。

(安全運転管理指導者)

第5条 安全運転管理指導者は、安全運転管理者が選任するものとし、本部本署にあっては班長又は副班長を、分署にあっては分署長又は上席副分署長をもって充てる。

2 安全運転管理指導者は、署員に対して安全運転等に関する業務を行う。

(整備管理者)

第6条 整備管理者は、消防長が任命する。

2 整備管理者は、車両の整備及び保安等に関し組合職員を指揮及び監督し、常に適切に車両の安全性及び機能の保持に努めなければならない。

3 整備管理者は、車両の整備及び保安等に関し、次の各号に定める業務を行う。

- (1) 運行前点検に関すること。
- (2) 運行前点検の結果に基づく、車両使用の可否の決定に関すること。
- (3) 定期点検の実施に関すること。
- (4) 運行前点検、定期点検のほか随時必要な点検の実施に関すること。
- (5) 運行前点検、定期点検、随時点検の結果必要な整備の実施に関すること。
- (6) 定期点検及び前号の整備実施計画に関すること。
- (7) 定期点検整備記録簿、その他の点検及び整備に関する記録簿の管理に関すること。

(8) 車両車庫の管理に関すること。

(車両の使用)

第7条 車両を使用したときは、使用後点検清掃に努めなければならない。

(運転記録)

第8条 運転者は車両使用の運行を車両使用簿に記録し、安全運転管理者及び副安全運転管理者の決裁を得なければならない。

(運転者)

第9条 車両の運転者は、組合職員によって行わなければならない。

(車両の事故)

第10条 運転者は車両による事故が発生したときは、速やかに安全運転管理者又は副安全運転管理者に報告し、指示を受けなければならない。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか車両の管理について必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年消本訓令第5号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。